

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## 過去に遡及して支払う残業代

**Q** : 当社では、社員に支払っていなかった過去3年分の残業代を支給することになりました。この場合の残業代は、いつの所得として取り扱われるのですか？

**A** : 本来の支給日の属する年分の所得となります。

### 【解説】

過去の年分の残業代を遡って支給した場合には、税務上は、本来支払われるべき年分の所得として扱われることになっています。

したがってたとえば、この20年に18年分の未払い残業代10万円と19年分の未払い残業代20万円を合わせて支給したという場合であれば、30万円が本年の所得になるという訳ではなく、18年に10万円、19年に20万円の所得があったものとして取り扱われることとなります。

したがって、給与所得者においては、各年分の年末調整が必要になり、確定申告を行っていた場合には、修正申告をしなければならないこととなります。

ただし、過去の残業代の精算として30万円を賞与等として支給したという場合には、本年の所得として取り扱われることとなります。

ちなみに、支払われた給与等がいつの時期に帰属するかは、給与規定で支給日が定められているものである場合はその支給日、支給日が定められていないものである場合には、その改訂の効力が生じた日とされています。

